

（表）

アルコール事業法第40条第3項の規定による			番 号
立 入 検 査 証			
職 名 及 び 氏 名			
写 真	（押出 スタンプ割	年 月 日生	
		年 月 日交付	
		発 行 者	Ⓜ

（裏）

アルコール事業（抄）

第40条（略）

2 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、製造事業者、輸入事業者、販売事業者、許可使用者、承認試験研究製造者又は承認輸入者の事務所その他の事業場に立ち入り、アルコール、酒母、もろみ、機械、器具、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は分析のため必要最小限度の分量に限りアルコールその他の必要な試料を収去させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第51条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

五 第40条第2項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

備考 用紙の大きさは、日本産業規格B8とすること。